

# 子どもの声を聴く

～令和5年4月「こども基本法」施行～

## 意見が出しやすい環境づくり

- ◆「話し合いのルール」を子どもたちとつくる（うなずく、秘密は守る、パスOK等）。
- ◆学習形態の工夫をする（コの字型の座席配置、ペアやグループ活動、紙やタブレットに意見を書き交流する活動等）。
- ◆子どもの小さな声を尊重する（つぶやきを拾い、学級全体に返す、学級通信等で取りあげる等）。
- ◆朝の会・帰りの会、学級活動（HR）でお互いのことを知る活動を行う（ペアトーク、サイコロトーク、1分間スピーチ等）。
- ◆子どもの出番をつくる（子どもの質問に先生がすぐに答えなくて、他の子どもが答える間をつくる等）。
- ◆授業・保育以外でも子どもの声を聴く（休み時間、放課後、個別相談日の設定、家庭訪問、学級日誌、日記等）。
- ◆日常から担任だけでなく、全教職員が子どもとの信頼関係づくりをする。



- ◇意見が出しやすくなることによって、学級、学校・園が安心して生活できる居場所になる。
- ◇意見を言い合い、お互いのことを知ることで、それぞれの違いや多様性を認める意識が育つ。
- ◇子どもたちは声を聴いてもらえることで、自分が大切にされていると感じ、教職員と子どもたちの信頼関係が深まる。
- ◇授業時間以外でも子どもと交流することで、普段と違った子どもの一面を知る機会となり、子ども理解が一層深まる。
- ◇子どもの意見を尊重することで、教職員の子どもの権利に対する意識が高まる。

## 学級、学校・園づくり

- ◆話し合い活動、アンケート等で子どもの意見を集め議論し、取組に反映させる。
  - ・学級目標づくり
  - ・学級イベント、学校行事
  - ・児童会・生徒会活動（委員会、運動会、文化祭等）
  - ・図書や体育の備品等の購入
  - ・校則等の見直し



- ◇子どもの声が学校行事等に反映されることによって子どもの自己肯定感や自己有用感が高まる。
- ◇子どもたちの主体性が高まる。
- ◇学級、学校・園への所属感と満足度が高まる。

## 地域連携

- ◆地域と連携する（地域の方と子どもたちが話し合い、地域の行事や課題解決に子どもが参画する等）。



- ◇地域や社会に目を向けるようになる。
- ◇社会をよくするために、自分には何ができるか考え行動しようとするようになる。

自分自身が権利の主体であることを、子どもが知ること大事だwo!



子どもの話を聴くときは、お（お～）へ（へ～）そ（そ～）を使って、共感的に聴くといいかもしいついい～!



「今日の幸せ度は何点?」『〇点』『なぜ?』のように尋ねると、子どもも話しやすいかもしいついい～!

キャッフィー（滋賀県イメージキャラクター）

子どもの声には「何がいい」や「何がしたい」といった希望や要望だけでなく、どう思っているのか、どう考えているのかといったものも含まれます。また、何も言いたくないという思いも意見表明の一つです。

子どもたちの声を聴き、意見を尊重することで、自分が大切にされていると感じ、自尊感情が育まれていきます。いろいろな意見を出し合うことから、「自分とは違う考え方を持った人」の存在に気づき、違いを認め合うことや、協働していくことの大切さを実感することもできます。このことは、子どもたちの学級、学校・園への所属感を高めることにもつながります。

また、困難な状況にある子どもたちは、声をあげにくかったり、どこに（誰に）声をあげればいいのかわからなかったりすることもあります。学校・園からのアプローチを進めると同時に、必要に応じて行政の福祉担当者等、関係機関と密に連携して、包摂的にアプローチをしていくことも大切です。

( ) の答え ア：差別 イ：最善 ウ：生命 エ：意見 オ：個人として尊重 カ：意見を表明 キ：参画

滋賀県ホームページに当課作成のリーフレットや人権学習指導資料を掲載しています。

自身の学びや教職員研修などに御活用ください。

※本リーフレットでは、「子ども」「こども」「大人」「おとな」等、出典元に合わせてあり、表記が混在しています。御了承ください。



## ワークⅠ

### 「子どもの権利」について考えてみましょう

1. 下の表で「子どもの権利」としてふさわしいと思う内容を選んでチェックしてみましょう。
2. ペアやグループで、なぜそこにチェックした（しなかった）のか交流してみましょう。

チェック	
	①すべての子どもは、大人と同じように1人の人間であり人権を持っている。
	②子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる。
	③子どもは自分と関わりあるすべての事について意見を表明でき、その意見は正当に重視される。
	④子どもは家庭でも学校でもどのような場所においても、あらゆる暴力から守られる。
	⑤障害のある子どもを含むすべての子どもは、社会に積極的に参加し、インクルーシブな教育を受けられる。
	⑥子どもは必要な医療・保健サービスや社会保障制度を利用し、十分な生活を送ることができる。
	⑦子どもは成長途上のため、子どもに関する事はいかなる場合も大人が子どもに代わり決めるよう推奨される。
	⑧子どもは遊んだり、休んだりする権利を持っている。
	⑨すべての子どもは性別や人種の違いで差別されず、同じ権利を持っている。

出典：学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査（2022年3月調査、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）

### <参考>学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査結果

☆ふさわしいと回答した教員の割合

①88.2% ②27.6% ③64.1% ④81.2% ⑤73.3% ⑥70.5% ⑦19.8% ⑧59.8% ⑨79.7%

※②と⑦は子どもの権利としてふさわしくない内容とされています。

## 子どもの権利 Q&A

Q 権利は義務や責任を伴うもの？

A あらゆる人権がそうであるように、子どもの権利は、すべての子どもが無条件にもっているものです。つまり、権利はいかなる条件も伴いません。権利は義務や責任を果たしたときに報酬として与えられるものではなく、また義務や責任を果たさないからといって剥奪されるものでもありません。

Q 子どもの権利を知ると、子どもは自分の権利ばかりを主張するようになる？

A 子どもの権利を知るとは、自分自身の権利を知ることと同時に、他者の権利を知ることでもあり、また、先生やおとなたちの持つ権利にも気づく機会となります。そのような学びを通し、そして権利が守られた環境で学ぶことにより、お互いの権利の尊重や信頼関係の構築につながっていきます。子どもの意見を聞く際には、その子どもの置かれた状況や成長過程を考慮しながら、常に4つの原則（次ページ参照）に立ち返ることも大切です。

出典：日本ユニセフ協会発行「ユニセフCREハンドブック『子どもの権利条約』を学級経営に生かそう」

## ワークⅡ

### 「子どもの権利」について深めてみましょう

ペアやグループで、「<参考>学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査結果」や「子どもの権利 Q&A」から感じたことや考えたことなどを交流してみましょう。

「子どもの権利」尊重はとても大事なのだ～!



ジンケンダー（滋賀県人権啓発キャラクター）

## 「子どもの権利」に関する動き

- ◆1948年（国連）  
「世界人権宣言」採択  
「すべての人は平等であり、同じ権利をもつ」と宣言
- ◆1959年（国連）  
「児童の権利に関する宣言」採択  
「子どもは子どもとしての権利をもつ」と宣言
- ◆1989年（国連）  
「子どもの権利条約」採択  
（児童の権利に関する条約）  
（1990年発効）
- ◆1994年（日本）  
「子どもの権利条約」批准
- ◆2022年（日本）  
「こども基本法」成立  
（2023年施行）

「子どもの権利条約」や「こども基本法」についてもっと知るために確認するのだ。



## ワークⅢ 「子どもの権利条約」「こども基本法」を確認しましょう

( ) に言葉を入れてみましょう。 ※答えは最後のページの下にあります。

### 「子どもの権利条約」 (児童の権利に関する条約)

「子どもの権利条約」は、全世界で196の国と地域が締結する（2023年11月現在）、世界でも広まった人権条約となっています。子どもにもおとなと同じように様々な権利があるとともに、子どもならではの権利も定められています。

#### 4つの原則

- ① (ア) の禁止  
すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。
- ② 子どもの(イ) の利益  
子どもにすることが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。
- ③ (ウ) )、生存および発達に対する権利  
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などが受けことが保障される。
- ④ 子どもの(エ) の尊重  
子どもは自分に関する事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

参考：日本ユニセフ協会 HP

### 「こども基本法」

これまで「児童福祉法」など、こどもに関する個別の法律は存在していましたが、こどもに主体を置き、権利を保障する総合的な法律はありませんでした。そこで、全てのこどもが、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現をめざして「こども基本法」が施行されました。

#### 6つの理念

- ①全てのこどもについて、(オ) )されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して(カ) )する機会・多様な社会的活動に(キ) )する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

参考：こども家庭庁HP、日本財団「こども基本法プロジェクト」HP

## 生徒指導提要 改訂版

令和4年に『生徒指導提要』が12年ぶりに改訂されました。まえがきには、

「『こども基本法』が成立し、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要なことであり、例えば、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。児童生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています。」

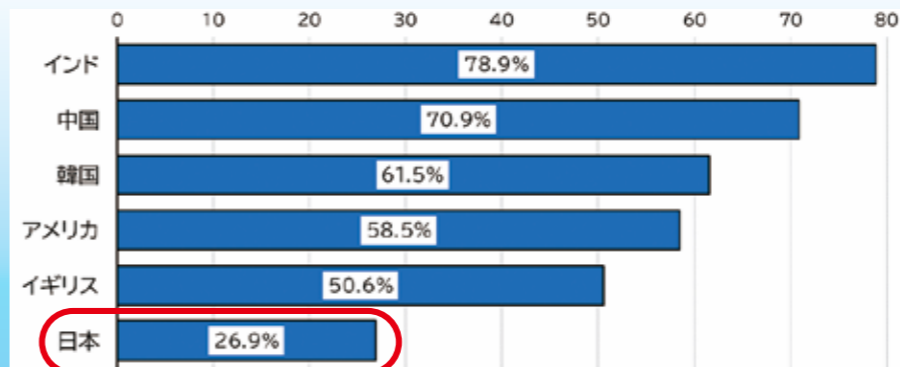
とあり、身近な課題を自ら解決するといった教育的活動の必要性が述べられています。



子どもに関わるおとなが、「こども基本法」や「子どもの権利条約」について理解しておくことは大切なんだwo!

うおーたん  
(滋賀県イメージキャラクター)

## Q. 「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」に同意しますか？



出典：18歳意識調査「第46回-国や社会に対する意識（6カ国調査）-」（2022年、日本財団）

この調査によると、日本では、7割以上の子どもたちが「社会を変えられない」と考えているのだ。どうしてだろう？



園田 雅春さん  
(元大阪教育大学教授、  
学級文化研究会代表)

日本の子どもは、幼小中高とそれぞれの段階で、自分が仲間とアクションを起こしたこと、あるいは自分が声をあげたことを通じて、学級が変わった、学校が変わったという原体験がほとんどないために、「どうせ国や社会など、自分の力で変えられるわけがない」ということになってしまうのではないのでしょうか。

子どもにとって、学級、学校・園は直近の社会なのだとする理解のもと、子どもたちが学級、学校・園づくりに参加し、「学級、学校・園が楽しくなった」や「いじめがなくなった」などの実感が一つ、二つと共有されていけば、ウェルビーイングの実現に向け、協働していこうとする子どもが育つのではないかと考えています。

※ウェルビーイング (Well-being) : 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものとされる。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

子どもが意見表明できるようにするために、どんなことができるのかなあ？

## ワークⅣ 「子どもの声を聴く」ことについて考えてみましょう

ペアやグループで、「子どもの意見の尊重」つまり「子どもの声を聴く（傾聴する・活かす）」ことについて、「子どもの権利」として、現在どんなことができているか、また、今後どんなことができるか、以下の視点で交流してみましょう。

- <意見が出しやすい環境づくり> <子どもの声を尊重した学級、学校・園づくり>
- <子どもの声を尊重した地域連携>

